各労働保険事務組合 総括責任者 殿

> 愛知労働局総務部 労働保険適用·事務組合課長

建設業における事務所等に係る中小事業主等の特別加入について

日頃より労災保険特別加入制度の推進に、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記につきまして、労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていない場合の取扱いについては、平成24年2月24日付け最高裁判決(以下「最高裁判決」という。)において「建設の事業を行う事業主が、その使用する労働者を個々の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていないときは、上記営業等の事業につき保険関係の成立する余地はないから、当該事業主が特別加入の承認を受けることはできず、上記営業等の事業にかかる業務に起因する事業主又はその代表者の死亡等に関し、その遺族等が法に基づく保険給付を受けることはできないというべきである。」と判示されております。今般、最高裁判決に基づく取扱いを徹底するよう厚生労働省より通知がありましたので、下記事項について御承知おきいただくとともに、引き続き労災保険特別加入制度の適正な事務処理に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 建設業における中小事業主等の特別加入の取扱いについて

上記最高裁判決に基づき、建設の事業のみ労働者を使用している事業主の特別加入 については、建設の作業及びこれに直接附帯する作業に限定されるものであり、営業 等の事務所作業は対象としない。

これに伴い、建設の事業のみ労働者を使用している事業主から提出される様式 34

号の7「労働者災害補償保険特別加入申請書(中小事業主等)」(以下「申請書」という。)の「業務内容」欄又は様式第34号の8「労働者災害補償保険特別加入に関する変更届(中小事業主及び一人親方等)(以下「変更届」という。)の「業務又は作業の内容」欄には営業等の事務に係る業務内容を記載しないこと。

2 既に特別加入の承認を受けている者の取扱い

各事務組合において、営業等の事務所に係る業務及び作業内容を記載し既に承認を受けている者がいる場合には、当該箇所を削除した変更届を改めて提出すること。 なお、当該箇所を削除した変更届が提出されないまま営業等の事務所作業における 傷病に係る労災請求が行われた場合には、上記最高裁判決等に基づいて業務上外を判 断することになるので留意すること。

(問い合わせ先)

愛知労働局 総務部

労働保険適用・事務組合課 事務組合係

連絡先:052-219-5502